

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
を公布する。

令和7年12月10日

墨田区長 山本亨

墨田区規則第114号

## 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和2年墨田区規則第4号）の一部を次のように改正する。

第24条第1項各号列記以外の部分中「とし、第6号及び第7号に掲げる期間にあっては3分の1日」を削り、同項中第6号及び第7号を削り、第8号を第6号とし、第9号を第7号とし、同条第3項中「、部分休業により勤務しない時間又は子育て部分休暇により勤務しない時間（第25条において「部分休業等により勤務しない時間」という。）」を削る。

第24条の2第1項第6号中「部分休業」を「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業（以下「部分休業」という。）」に改め、同項第7号中「子育て部分休暇」を「会計年度任用職員勤務時間規則第33条の2第1項に規定する子育て部分休暇（以下「子育て部分休暇」という。）」に、「在職」を「勤務」に改め、同条第4項中「又は子育て部分休暇」を「、子育て部分休暇又は病気休暇」に改める。

第25条中「部分休業等により勤務しない」を「私事欠勤等の取扱いを受けた」に改める。

### 付 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。